

令和 2 年度 豊後大野市一般会計補正予算（第 13 号）

令和 2 年度豊後大野市一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 928,366 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,770,810 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13	分担金及び負担金	346,838	18,537	365,375
	1 分担金	97,867	18,537	116,404
15	国庫支出金	8,002,411	△30,560	7,971,851
	1 国庫負担金	2,668,309	△104,857	2,563,452
	2 国庫補助金	5,328,905	74,297	5,403,202
16	県支出金	2,692,672	△118,366	2,574,306
	1 県負担金	1,128,272	△22,141	1,106,131
	2 県補助金	1,482,461	△96,225	1,386,236
18	寄附金	248,051	42,000	290,051
	1 寄附金	248,051	42,000	290,051
19	繰入金	2,695,272	△219,474	2,475,798
	1 特別会計繰入金	39,980	3,000	42,980
	2 基金繰入金	2,655,292	△222,474	2,432,818
21	諸収入	257,035	4,502	261,537
	5 雑収入	211,474	4,502	215,976
22	市債	5,747,951	△625,005	5,122,946
	1 市債	5,747,951	△625,005	5,122,946
歳入合計		35,699,176	△928,366	34,770,810

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		167,035	△5,361	161,674
	1 議会費	167,035	△5,361	161,674
2 総務費		9,876,665	△153,090	9,723,575
	1 総務管理費	9,390,523	△157,445	9,233,078
	3 戸籍住民基本台帳費	140,203	4,355	144,558
3 民生費		8,434,540	△13,504	8,421,036
	1 社会福祉費	2,393,561	65,567	2,459,128
	2 老人福祉費	2,289,952	27,341	2,317,293
	3 児童福祉費	2,634,490	△106,412	2,528,078
4 衛生費		2,725,060	8,139	2,733,199
	1 保健衛生費	1,149,246	8,139	1,157,385
6 農林水産業費		2,310,730	6,128	2,316,858
	1 農業費	1,263,468	△77,043	1,186,425
	3 農地費	654,623	98,521	753,144
	4 林業費	295,734	△15,350	280,384
7 商工費		583,385	△42,072	541,313
	1 商工費	583,385	△42,072	541,313
8 土木費		2,014,657	△6,193	2,008,464
	2 道路橋梁費	1,357,356	16,370	1,373,726
	3 河川費	147,339	△10,295	137,044
	5 住宅費	265,063	△12,268	252,795
9 消防費		2,013,284	△422,685	1,590,599
	1 消防費	2,013,284	△422,685	1,590,599
10 教育費		4,348,934	△190,576	4,158,358
	1 教育総務費	807,016	15,200	822,216
	2 小学校費	337,935	△5,500	332,435
	3 中学校費	188,917	△4,000	184,917
	5 社会教育費	2,151,222	△194,482	1,956,740
	6 保健体育費	777,927	△1,794	776,133
11 災害復旧費		363,670	△35,651	328,019
	1 農林施設災害復旧費	168,917	△35,651	133,266
12 公債費		2,798,936	△73,501	2,725,435
	1 公債費	2,798,936	△73,501	2,725,435
歳出	合計	35,699,176	△928,366	34,770,810

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
2	総務費	1 総務管理費	地場産品新規商品開発等補助金交付事業	16,276
2	総務費	1 総務管理費	旧緒方工業跡地整備事業	45,795
2	総務費	1 総務管理費	ICT環境整備事業	31,902
3	民生費	1 社会福祉費	障害福祉サービス事業	1,045
3	民生費	3 児童福祉費	感染症予防対策事業（児童クラブ）	355
3	民生費	3 児童福祉費	感染症予防対策事業（こども園等）	1,319
6	農林水産業費	1 農業費	担い手支援事業	1,506
6	農林水産業費	1 農業費	活力あふれる園芸産地整備事業	3,952
6	農林水産業費	3 農地費	市営土地改良事業	27,823
6	農林水産業費	3 農地費	地籍調査事業	58,000
7	商工費	1 商工費	ものづくり生産性向上緊急促進事業補助金交付事業	8,750
7	商工費	1 商工費	中小企業者等緊急家賃補助金交付事業	13,379
7	商工費	1 商工費	中小企業者等事業継続給付金交付事業	26,000
8	土木費	1 土木管理費	法定外公共物橋梁点検事業	14,608
8	土木費	2 道路橋梁費	単独維持補修事業	25,000
10	教育費	1 教育総務費	感染症予防対策事業	15,200
10	教育費	5 社会教育費	犬飼公民館開館式装飾委託業務	264
10	教育費	5 社会教育費	大野公民館体育室トイレ設置事業	3,850
10	教育費	5 社会教育費	国宝重要文化財等保存整備費事業（文化的景観）	3,604
11	災害復旧費	1 農林施設災害復旧費	農業用施設災害復旧事業	88,931

### 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
大分クラウドサービス活用業務	令和3年度	90,500
情報ネットワーク機器・保守管理業務	令和3年度	10,500
神楽会館管理運営委託業務	令和3年度	8,200
成年後見支援センター委託業務	令和3年度	4,400
在宅高齢者福祉事業	令和3年度	2,800
児童福祉事業	令和3年度	75,000
産後ケア事業	令和3年度	500
産婦健康診査事業	令和3年度	2,000
公立教育・保育施設管理運営事業	令和3年度	24,100
放課後児童健全育成事業	令和3年度	92,500
防災無線保守点検業務	令和3年度	4,000
小中学校ICT支援委託業務	令和3年度	7,865
図書館システム管理事業	令和3年度 ～ 令和7年度	74,000
図書館清掃委託業務	令和3年度	2,700
教育委員会施設警備委託業務	令和3年度	3,000

(変更)

(単位：千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金償還利子補給金	令和3年度 ～令和5年度	13,000	令和3年度 ～令和5年度	10,008
防災行政無線整備事業	令和3年度	860,230	令和3年度	1,076,000

## 第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	46,595	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
支所・公民館整備事業	1,820,300	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	1,683,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
集落愛護事業	17,100				15,600			
県営農業水利施設保全合理化事業負担金	31,000				45,300			
県営中山間地域総合整備事業負担金	36,000				37,800			
県営経営体育成基盤整備事業負担金	19,000				30,000			
公営住宅建設事業	87,200				75,100			
市道改良事業	439,500				471,100			
都市再生整備事業	85,500				78,300			
防災行政無線整備事業	679,200				260,800			
図書館・資料館整備事業	1,109,900				969,600			

(廃止)

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生林道災害復旧事業	13,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式により借入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。